

労災（補償）給付請求に当たっての留意点

1 業務災害と通勤災害

労働者が就業中に、業務が原因となって被った負傷、疾病、障害又は死亡を「業務災害」といいます。業務と傷病等との間に一定の因果関係があることを「業務上」と呼んでいます。業務上の負傷又は疾病に対する保険給付は、労働者が労災保険の適用されている事業場で雇用され、事業主の支配下であるときに、業務が原因となって発生した災害に対して支給されます。一方、通勤災害は、通勤によって労働者が被った傷病等をいいます。この場合の通勤とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業場所への移動、③単身赴任先住居と帰省先住居との間の往復を、合理的な経路及び方法で行うことをいい、業務の性質を有するものは除かれます。移動の経路を逸脱し、又は中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。ただし、例外的に認められた行為で逸脱又は中断した場合（①日用品の購入その他これに準ずる行為、②病院等において診察又は治療を受ける行為など）には、その後の移動は「通勤」となります。

2 労働基準監督署長の支給「不支給」決定

労働基準監督署長は、提出された労災（補償）給付請求書の記載事項を調査し、支給又は不支給決定を行います。この決定に不服がある場合は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求を行い、その決定に不服がある場合は、労働保険審査会に再審査請求を行うことができます。

3 請求書様式

① 業務災害と通勤災害では請求書の様式が異なります。例えば、療養の場合、業務災害の場合は「療養補償給付たる療養の給付請求書」、通勤災害の場合は、「療養給付たる療養の給付請求書」です。この本では両方をあわせて記載するときには「療養（補償）給付請求書」と表記しています。

なお、請求書の様式は厚生労働省等のHPでダウンロードして使用できます。（休業（補償）給付請求書を除く。）

② 労災（補償）給付の中には、労災保険法に基づく給付と労働者災害補償保険特別支給金支給規則に基づいて支給される特別支給金があります。これらは一括して同一の請求書で請求するため、請求書の名称は一般に使われる名称のみ記載しています。

4 事業主証明

保険給付を受けようとする労働者・遺族から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、事業主は速やかに証明をしなければなりません。

5 労災（補償）給付請求の時効

療養（補償）給付、休業（補償）給付、介護（補償）給付、葬祭料、葬祭給付、二次健康診断等給付を受ける権利は2年、障害（補償）給付、遺族（補償）給付を受ける権利は5年を経過したときは、時効により消滅します。必要な書類が揃ったときには書類・領収書等の散逸・毀損を防ぐため、速やかに請求書を提出したほうが良いでしょう。